

令和7年度 農作業標準労働賃金協定表

令和7年4月～令和8年3月
大山町農業委員会

作業名		協定額(税込)	摘 要	
田植え	機械植え(10a当たり)	7,300 円	・側条施肥付500円加算 ・その他薬剤散布等は適宜加算	
	一般労務(1時間当たり)	1,050 円	・時間帯により適宜加算 ・葉たばこ、ネギ調理含む	
耕耘機・トラクター	荒 起	7,300 円	・10a当たりの料金 ・農地の状況により適宜加算	
	こ な し	4,400 円		
	代 か き	5,800 円		
	こなし・代かき同時	8,400 円		
	フ レ ー ル モ ア	6,800 円		
堆肥散布(1t当たり)		1,700 円	・堆肥料金は別途	
あぜ草刈(1時間当たり)		2,000 円	・刈払機(機械代、燃料代含む)	
あぜ塗り(1m当たり)		80 円	・農地の状況により適宜加算	
追 肥(10a当たり)		1,700 円	・機械代、燃料代含む	
稲刈	バインダー(10a当たり)	8,900 円	・すみ刈りは委託者で行う	
	コンバイン(10a当たり)	19,000 円	・カッター使用の場合は 500 円加算 ・結束機使用の場合は 2, 000円加算 ・すみ刈りは委託者で行う ・倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算 2割以上～5割未満の倒伏・・・ 1 割増 5割以上の倒伏…………… 3 割増 ・湿田の場合は協議のうえ加算	
稲脱穀	ハーベスター(10a当たり)	8,400 円		
農 業 用 ド ロ ー ン		3,000 円	10a当たり(薬剤費、肥料代は別)	

※梨については、西部果樹協会(☎0859-37-5814)までお問い合わせください。
※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、
上記を参考に双方の話し合いにより決定してください。
※一般農作業賃金については、鳥取県最低賃金が改定された場合は、標準額の
読み替えをお願いします。
◆問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎0858-58-6115